

平成24年10月1日実施「自動車保険 商品改定」のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、あいおいニッセイ同和損保の自動車保険をご愛顧いただき、まことにありがとうございます。

さて、弊社では保険期間の初日が平成24年10月1日以降のご契約より、自動車保険の改定を実施いたします。

ご契約条件によってはご継続後の保険料が引上げとなる場合や、補償内容が変更となる場合があります。

つきましては、その概要をご案内させていただきますので、何卒、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

改定の背景

- 近年、シニア層や前契約で事故があったお客さまの保険金のお支払いが増加しており、お客さま間の保険料負担に不公平が生じています。このような状況を受けて、「参考純率[※]」において、より公平な保険料負担とするために、「記名被保険者年齢別の保険料の導入」「ノンフリート等級別割引・割増制度の改定」が実施されました。
 - 弊社でも、参考純率改定の趣旨を踏まえ、「記名被保険者年齢別の保険料の導入」と「ノンフリート等級別割引・割増制度の改定」を実施させていただくこととしました。
 - あわせて、「さらなる商品・サービスの魅力増し」および「直近の保険金お支払い状況を踏まえた保険料改定」を実施いたします。
- [※]参考純率とは、損害保険料率算出機構が、会員である各損害保険会社の契約や事故データをもとに算出し、参考値として各社に提供している保険料率です。現在、多くの損害保険会社が、この参考純率をベースに自社の自動車保険料を算出しています。

主な商品・保険料率の改定

①「記名被保険者年齢別料率区分」の導入および直近の保険金お支払い状況を踏まえた保険料の見直し

- 記名被保険者の年齢によって保険料が異なる「記名被保険者年齢別料率区分」を新設します。
- 記名被保険者の年齢が60歳以上のシニア層については、保険料が引上げとなります。
- 運転者の「年齢条件」のうち、「30歳以上補償」を廃止し、「26歳以上補償」に統合します。[※]

改定前	年齢条件区分	改定後	年齢条件区分	記名被保険者年齢別料率区分 NEW		
	年齢を問わず補償		年齢を問わず補償	29歳以下	30~39歳	40~49歳
	21歳以上補償		21歳以上補償			
	26歳以上補償	統合	26歳以上補償	29歳以下	30~39歳	40~49歳
	30歳以上補償			50~59歳	60~69歳	70歳以上
	35歳以上補償 (タフ・フルマの保険、PAYDのみ)		35歳以上補償 (タフ・フルマの保険、PAYDのみ)	39歳以下	40~49歳	50~59歳
				60~69歳	70歳以上	

●記名被保険者が「個人」で、年齢条件が「26歳以上」または「35歳以上」の場合、記名被保険者の年齢に応じた記名被保険者年齢別料率区分の保険料が適用されます。

①年齢区分により、保険料が異なります。

②「年齢」は保険期間の初日時点での年齢です。
(長期契約の場合は始期応当日時点での年齢)

③保険料を算出するための区分であり、補償される運転者の範囲ではありません。

[※]満期となるご契約が「30歳以上補償」の場合、ご継続時には原則「26歳以上補償」でご案内しますので、ご契約にあたっては、ご希望の年齢条件となっているかご確認をお願いします。

- 直近の保険金のお支払い状況を勘案し、全面的に保険料水準の見直しを実施させていただきます。個々のご契約条件によって改定率は異なりますので、実際の保険料につきましては、申込書等に記載の保険料をご確認ください。

②「ノンフリート等級別割引・割増制度」の改定

- 「ノンフリート等級別割引・割増制度」を改定します。改定内容につきましては、中面(2~3ページ)をご覧ください。

③割引の新設・改定

	改定前				改定後			
	台数	2台	3~5台	6台~	台数	2台	3~5台	6台~
ノンフリート多数割引(2%)の新設 (ご契約を1保険証券にまとめていただいた場合の割引 [※])	割引率	なし	3%	5%	割引率	2% NEW	3%	5%
長期優良契約割引の割引率改定	3%割引				2%割引			

[※]すべてのお車の記名被保険者をご契約者ご自身、ご契約者の配偶者、ご契約者またはその配偶者の同居の親族である必要があります。

④その他の商品・サービスの改定

- その他の商品・サービスの改定の概要につきましては4ページをご覧ください。

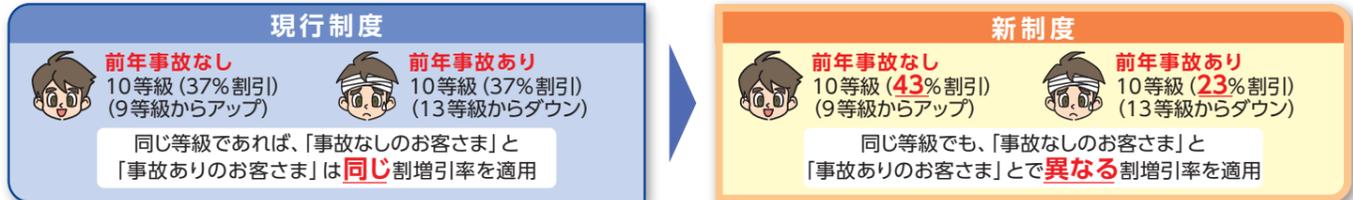
1 改定のポイント

1. 「事故有割増引(事故有係数)」と「無事故割増引(無事故係数)」に区分した上で、等級別の割増引率を全面的に見直します。

改定の背景

- 現行制度では、同じ等級のお客さまであれば、前契約の事故の有無にかかわらず、同じ割増引率を適用しています。
- しかし実際は、前契約に事故があったお客さま（事故ありのお客さま）の保険料は、その後の保険金お支払い状況に対して不足しており、本来「事故ありのお客さま」が負担すべき保険料の一部を「事故なしのお客さま」が負担している状況です。
- この状況を踏まえ、「事故ありのお客さま」と「事故なしのお客さま」の保険料負担の公平性を図るよう改定を行いました。

(注) 事故なしのお客さまは平均的には保険料が引下げとなります。



(注) 上記は平成24年10月時点の割増引率です。

(注) 上記は平成25年10月時点の割増引率です。

■改定前後のノンフリート等級別割増引率表

等級	改定前	改定後																				
		1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
割増引率 (%)	改定前	52	26	10	1	10	17	23	28	33	37	40	44	47	50	52	55	57	59	61	63	
	改定後	無事故	64	28	12	2	13	19	28	40	41	43	46	47	48	49	50	52	55	57	59	63
		無事故	64	28	12	2	13	19	29	40	42	44	46	48	49	50	51	52	53	55	57	63
		無事故	64	28	12	2	13	19	30	40	43	45	47	48	49	50	51	52	53	54	55	63
	事故有	64	28	12	2	13	19	20	21	22	23	25	27	29	31	33	36	38	40	42	44	

(注) 「事故なしのお客さま」のご契約について、等級が進行したにもかかわらず割増引率が縮小することがないように、「無事故」の割増引率について、2年間（平成25年10月1日から平成27年9月30日まで）の経過措置を設けます。

適用開始時期 原則として平成25年10月1日以降を保険期間の初日とするご契約から、「無事故」「事故有」に区分した割増引率を適用します。
▶ 今回ご継続いただくご契約で「3等級ダウン事故」や「1等級ダウン事故」があった場合、次回のご契約には「事故有」の割増引率が適用されます。



※平成24年10月1日～平成25年9月30日を保険期間の初日とするご契約であっても、所定の条件を満たす場合には、「事故有」の割増引率が適用されます。詳しくは、P3の「ご注意」を参照ください。

2. 車両盗難、落書等の事故について「等級すえおき事故」から「1等級ダウン事故」へ変更します。

改定の背景

- 車両盗難、落書等の事故については、等級すえおき事故（等級をすえおき事故）としていました。
- しかし実際には、「等級すえおき事故」があったお客さまの保険料は、保険金お支払い状況に対して不足しています。
- この状況を踏まえ、保険金お支払い状況に基づき、1等級ダウン事故（1等級ダウンする事故）とする改定を行いました。

(注) 「窓ガラス破損」で車両保険金のみをお支払いするケースの一部は3等級ダウン事故として取り扱います。

■改定前後の事故カウトルール

事故内容	改定前	改定後
車両保険金のみをお支払いする事故	3等級ダウン事故	3等級ダウン事故
窓ガラス破損	等級すえおき事故	3等級ダウン事故
他物*との衝突・接触または転覆・墜落による場合	等級すえおき事故	1等級ダウン事故
上記以外	等級すえおき事故	1等級ダウン事故
火災・盗難・落書・いたづら等	等級すえおき事故	1等級ダウン事故
人身傷害保険金などのみをお支払いする事故	ノーカウント事故	ノーカウント事故

※車対車事故の相手自動車などをいい、飛来中・落下中の物（走行中の自動車が弾いた飛び石等）を除きます。

適用開始時期 平成24年10月1日以降を保険期間の初日とするご契約で発生した事故から、改定後の事故カウトルールで取り扱い、次回のご契約の等級・事故有係数適用期間に反映されます。

3. 「事故有」の割増引率が適用される期間（事故有係数適用期間）を導入します。

- 「事故有」の割増引率を適用する期間（保険期間の初日における残り年数）として「事故有係数適用期間」を導入します。「事故有係数適用期間」が「1年」以上の場合は、「事故有」の割増引率を、「0年」の場合は、「無事故」の割増引率を適用します。
- 「事故有係数適用期間」は、1事故あたりの等級ダウン数に応じて、「3等級ダウン事故」1件につき「3年」、「1等級ダウン事故」1件につき「1年」加算され、保険期間が1年経過するごとに、事故の有無に関わらず「1年」減算されます。

(注1) 「事故有」の割増引率が適用されている期間に再度事故を起こした場合は、「6年」を限度に事故有係数適用期間が加算されます。

(注2) 「事故有係数適用期間」の上限は「6年」、下限は「0年」とします。

2 新制度における等級・事故有係数適用期間の決定方法

保険期間の初日が平成24年10月1日から平成25年9月30日のご契約

1. 今回ご継続いただくご契約の保険期間が1年間の場合

○ 次回のご契約の等級および事故有係数適用期間は、事故の有無・事故区分に応じて次のとおり決定されます。

今回ご継続のご契約における事故	無事故・ノーカウント事故	3等級ダウン事故	1等級ダウン事故
等級	今回ご継続の等級+1 例: 16等級 → 17等級 (1つ上がります)	今回ご継続の等級-3×事故件数 例: 16等級 → 13等級 (事故1件につき3つ下がります)	今回ご継続の等級-1×事故件数 例: 16等級 → 15等級 (事故1件につき1つ下がります)
事故有係数適用期間	0年で変わりません	今回ご継続の適用期間(0年)+3×事故件数 例: 0年 → 3年 (事故1件につき3年加えます)	今回ご継続の適用期間(0年)+1×事故件数 例: 0年 → 1年 (事故1件につき1年加えます)

(注) 等級の上限は「20等級」、下限は「1等級」となります。事故有係数適用期間の上限は「6年」、下限は「0年」となります。



2. 今回ご継続いただくご契約の保険期間が1年を超える（長期契約）場合

○ 次回のご契約の等級および事故有係数適用期間は、事故の有無・事故区分、保険期間に応じて、次の算式により決定されます。

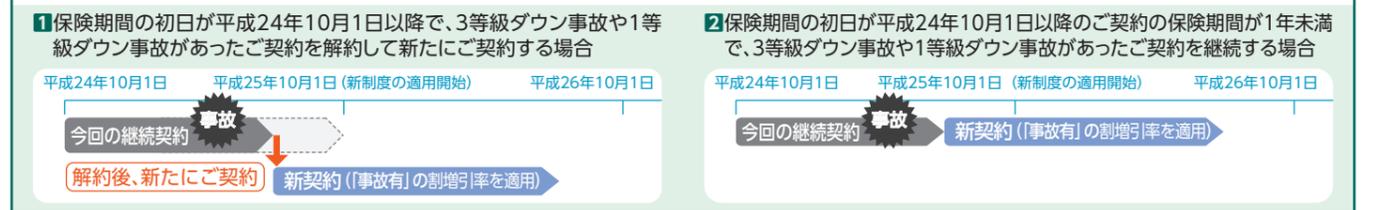
	計算式	計算例（保険期間の初日：平成24年10月1日の場合）
等級	$\text{次回のご契約に適用する等級} = \text{今回ご継続の等級} + (\text{今回ご継続の保険期間の年数} - 3 \times \text{3等級ダウン事故の件数} - 1 \times \text{1等級ダウン事故の件数}) - 3$	10等級・保険期間3年のご契約に、3等級ダウン事故が1件あった場合 次回のご契約の等級は9等級となります $\text{今回ご継続の等級} 10 \text{等級} + (\text{保険期間} 3 \text{年} - 3 \times \text{3等級ダウン事故} 1 \text{件} - 1 \times \text{1等級ダウン事故} 0 \text{件}) - 3 \times 3 \text{等級ダウン事故} 1 \text{件} - 1 \times 1 \text{等級ダウン事故} 0 \text{件} = 9 \text{等級}$
事故有係数適用期間	$\text{次回のご契約に適用する事故有係数適用期間} = 3 \times \text{3等級ダウン事故の件数} + 1 \times \text{1等級ダウン事故の件数} - \text{前契約の保険期間の年数} \div 2$	保険期間3年のご契約に3等級ダウン事故が1件あった場合 次回のご契約の事故有係数適用期間は2年となります $3 \times 3 \text{等級ダウン事故} 1 \text{件} + 1 \times 1 \text{等級ダウン事故} 0 \text{件} - \text{保険期間} 3 \text{年} \div 2 = 2 \text{年}$ (小数点以下第1位切り上げ)

(注) 事故有係数適用期間の計算結果に1年未満の端数が生じた場合には、小数点以下第1位を切り上げます。0を下回る場合は0年とします。



※「事故有」の割増引率が適用されます。

ご注意 上記1.および2.にかかわらず、ご契約の保険期間の初日が平成24年10月1日～平成25年9月30日のご契約であっても、次の12のいずれかに該当する場合は、新契約より新制度を適用し、「事故有」の割増引率を適用します。



その他の商品・サービスの改定

〈平成24年10月1日付の改定(その他の商品・サービスの改定)〉

(注) お客さまのご契約内容によっては、改定の対象外となる場合があります。

項目	改定の概要
車両超過修理費用補償特約の新設 NEW	■ 車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車に損害が生じ、修理費が保険金額を上回った場合に、車両保険金額に30万円を加えた金額を限度に、実際の修理費を車両保険金としてお支払いする特約を新設いたします。
ロードアシスタンスサービスの拡充	■ 「電気自動車」、「圧縮天然ガス自動車」、「LPG車」等、ガソリンまたは軽油を燃料としないお車の燃料が切れた場合のレッカー牽引・搬送を実施いたします。
事故カウントルールの変更	■ ノーカウント事故の対象に、車両保険の費用保険金(損害防止費用等)のみの支払事故を追加いたします。
等級プロテクト特約の廃止	■ 「ノンフリート等級別割引・割増制度の改定」に伴い、等級プロテクト特約を廃止させていただきます。
車両保険の無過失事故に関する特約の改定	■ 車両新価保険特約、車両超過修理費用補償特約等を適用して保険金を支払う場合、無過失事故であっても「3等級ダウン事故」とする改定を行います。
クルマの安心サポート「ベテランドライバーサポートデスク」の新設 NEW	■ シニアドライバーの方にお役に立つ「ベテランドライバーサポート デスク」を新設します。 ・安全運転に関するご相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。 ・安全運転や高齢者講習制度、運転免許証更新等の各種情報もご提供します。

(注) 平成24年1月に、ご契約のお車が地震・噴火・津波により、「全損」(特約で定める基準によります)となった場合に、定額50万円(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額とします)を地震等保険金としてお支払いする地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約の新設等の改定を実施しております。

ご注意

- 保険料改定とは関係なく「満期となるご契約」よりも「ご継続いただくご契約」の保険料が高くなるケースとして、「満期となるご契約に事故あり」「新車割引、先進環境対策車割引、耐損傷性・修理性割引の適用期間終了」「型式別料率クラスの変更」等があります。
- 満期となるご契約のご契約期間が1年を超える場合、ご契約期間中に実施した複数の商品・保険料率改定の影響を一度に受けるため、ご継続いただくご契約の保険料が大幅に高くなる場合や、補償内容が大きく変更となる場合がございます。

(注) 弊社では、近年の自動車事故の増加に伴う保険金お支払状況を踏まえ、平成22年10月、平成23年10月、平成24年10月に段階的に保険料の見直しを実施しております。

スマートフォン用アプリ「サポNAVI」～お客さまのカーライフをサポート～

事故未然防止に役立つメニューを搭載したアプリをご用意いたしましたので、ぜひご利用ください。



「安全運転」コンテンツ

危険察知能力と安全運転スキルをチェック!

「事故防止」コンテンツ

事故回避のためのお役立ち機能!

「事故・トラブル対応」コンテンツ

万一のときの連絡先や周辺施設がわかる!

ほ～
事故の防止にも、
万一の事故の際にもお役に立ちます!

iPhoneをお使いの方は
App Storeから無料ダウンロード
Android端末をお使いの方は
Playストアから無料ダウンロード

「サポNAVI」で検索!

サポNAVI

または「あいおいニッセイ同和損保」で検索してください

- このチラシは、平成24年10月1日実施「自動車保険改定」の概要を記載したものです。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または弊社にお問合わせください。
- ご契約にあたっては必ず「タフ・クルマの保険パンフレット」「タフシンプル・クルマの保険パンフレット」「タフビズ事業用自動車総合保険パンフレット」「PAYD(ペイド)パンフレット」「ドライバー保険パンフレット」のいずれかのパンフレットおよび「重要事項説明書 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意しておりますので、代理店・扱者または弊社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または弊社にお問合わせください。
- 「タフ・クルマの保険」は「個人総合自動車保険」、「タフシンプル・クルマの保険」は「家庭用総合自動車保険」、「タフビズ事業用自動車総合保険」は「事業用総合自動車保険」、「PAYD(ペイド)」は「実走行距離連動型自動車保険」のそれぞれペットネームです。
(注)「PAYD(ペイド)」は、一部お取扱いしていない代理店・扱者がありますのでご注意ください。
- 契約取扱者が弊社代理店または社員の場合は、弊社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理(ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます)などの業務を行っております。したがって、弊社代理店または社員とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約いただいたものとなります。
- このチラシは、平成24年10月1日から平成25年9月30日までに満期を迎えるお客さまを対象としたものです。平成25年10月1日以降に満期となる長期契約のお客さまはお取扱いが異なる場合がございますので、代理店・扱者または弊社にお問合わせください。

ECO このチラシは環境に配慮した用紙・印刷方法を採用しています。



あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1

TEL:03-5424-0101(大代表)

http://www.aioinissaydowa.co.jp/

(2012年10月承認) GN12A012421